

○飯塚市建設工事指名競争入札参加者指名基準

平成18年3月26日

飯塚市告示第7号

改正 H20-22、H21-99、H23-82、H24-92、H24-186、H28-101、H29-87、R2-92、R5-112、
R6-62

(趣旨)

第1条 この告示は、建設工事の指名競争入札参加者の指名について、その適正を期するため、必要な事項を定めるものとする。

第2条 指名競争入札に付そうとするときは、別表第1に規定する設計金額(税込み)(以下「設計金額」という。)に対応する等級の有資格者のうち上位から順に別表第2に規定する業者数を指名選考するものとする。

2 当該工事の等級区分に対応する業者数が不足するときは、前項の規定にかかわらず飯塚市建設工事請負指名運用基準(平成18年飯塚市告示第8号)で定めるほか、業者選考委員会において指名選考することができる。

3 専門工事において、特定建設業の許可を受けてない業者又は特定建設業の許可を受けているが監理技術者を専任で配置できない業者は、設計金額が9,000万円以上の工事については、これを指名しないものとする。ただし、工事の内容によってはこれによらないことができる。

4 専売、特許その他特別の技術、資材等を要する契約については、前3項の規定によらないで指名することができる。

(R6-62一改)

第3条 指名競争入札参加者に指名しようとするときは、次に掲げる事項を勘案しなければならない。

- (1) 信用状態
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 工事の実績及びその適正能力
- (4) 手持ち工事の有無
- (5) 当該工事に対する適応性

2 暴力団関係者として、警察等捜査機関又は関係官庁からの通知があり、指名の対象とすることが適当でないと認められる者は、指名しないものとする。

第4条 指名選考の順位等必要な事項については、飯塚市建設工事請負指名運用基準に定める。

第5条 削除

(H20-22全改)

第6条 契約の適正な履行を確保するため、また、不良不適格業者を排除するため、別に定めるところにより指名停止又は指名保留を行うことができる。

(H23-82、H28-101一改)

第7条 その他指名競争入札参加者の指名に関し、市長が特に必要と認めるときは、この基準にかかわらず指名すること又は指名しないことができるものとし、この条項を適用した場合は、その理由を公表するものとする。

(H28-101一改)

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日 告示第22号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月14日 告示第99号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市建設工事指名競争入札参加者指名基準の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成23年3月28日 告示第82号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月26日 告示第92号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月17日 告示第186号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年4月1日 告示第101号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日 告示第87号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日 告示第92号)抄

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月30日 告示第112号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月25日 告示第62号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(H21-99、H24-92、H24-186全改、H29-87、R2-92、R5-112一改)

等級	土木一式工事	建築一式工事	等級	専門工事
I	30,000万円未満 7,000万円以上	60,000万円未満 7,000万円以上	A	30,000万円未満 1,000万円以上
	15,000万円未満 7,000万円以上	15,000万円未満 7,000万円以上	B	1,000万円未満 130万円超
II	7,000万円未満 4,000万円以上	7,000万円未満 1,000万円以上		
III	4,000万円未満 1,000万円以上	1,000万円未満 130万円超		
IV	1,000万円未満 130万円超			

備考 金額は、設計金額(税込み)とする。

別表第2(第2条関係)

(H21-99、H24-92、H28-101全改、R2-92一改)

等級	土木一式工事	建築一式工事	等級	専門工事
S	10者以上	10者以上	A	7者以上
I	10者以上	10者以上	B	6者以上
II	10者以上	10者以上		
III	10者以上	10者以上		
IV	10者以上			